

千葉科学大学紀要査読要領

第1条 千葉科学大学紀要（以下、「紀要」という。）投稿規程第8条に基づき、紀要投稿規程第1条第1項(1)(2)(3)に投稿された原稿（以下、「投稿原稿」という。）に対する査読要領を以下のとおり定める。

第2条 千葉科学大学紀要委員会（以下、「紀要委員会」という。）は、紀要委員会で選出された編集委員の推薦により査読者1名を決定し、委嘱を行なう。

第3条 紀要委員会は、以下の優先順位を原則として編集委員を選出する。

- (1) 投稿原稿と同一（近似）分野の紀要委員
 - (2) 投稿原稿と同一学科の紀要委員
 - (3) 投稿原稿と同一学部の紀要委員
2. 紀要委員自身が投稿している場合、自身の投稿原稿の編集委員になってはならない。

第4条 編集委員は、以下の優先順位を原則として査読者を推薦する。

- (1) 投稿原稿と同一（近似）分野の研究者で、紀要委員でない本学教職員
 - (2) 投稿原稿と同一（近似）分野の研究者で、紀要委員である本学教職員
 - (3) 投稿原稿と同一（近似）分野の研究者で、関連学園大学教職員
 - (4) 投稿原稿と同一（近似）分野の研究者で、学外者
2. (1)(2)に該当する場合であっても、Aの投稿原稿の査読をBが行い、Bの投稿原稿の査読をAが行なうという相互査読は行なわない。

第5条 紀要委員会は、投稿原稿の取り扱いにおいて、著者及び査読者相互の匿名性が保持されるよう配慮しなければならない。

第6条 査読基準等は、以下のとおりとする。

- (1) 査読者は、投稿原稿の内容と形式から、次のような判定を行う。
A：適当である。
B：修正のうえ再提出を要する。

- (2) 査読者は、紀要が学会誌や商業誌とは性格を異にすることを考慮し投稿原稿に関しては可能な限り著者に修正させ掲載するように促し、明確な理由無くしてC判定としないこと。
- (3) 査読者は、投稿原稿に誤字脱字・その他日本語あるいは英語等の標記に誤りが無いか確認すること。
- (4) 査読者は、引用箇所と引用文献に整合性があるか審査すること。
- (5) 査読者は、本文中の図表の番号と実際の図表とに整合性があるか審査すること。
- (6) 投稿原稿が紀要投稿規程第1条第1項(1)として投稿された場合、下記の点を満たすこと。
理論、実証、または調査に基づく分析・解析を取りまとめたもので、新規性、独創性、有用性、信頼性、および発展性など、学問的貢献が強く認められるもの。
- (7) 査読者は、投稿原稿が紀要投稿規程第1条第1項(1)として投稿された場合のみ、前項(6)を満たすか審査し、満たさない場合、修正(B判定)ないし紀要投稿規程第1条第1項(3)としての掲載を勧告する。
前項(6)の点を満たしていないことのみを理由として、掲載不可(C判定)としないこと。
- (8) 日本語以外の投稿原稿であり、かつ、著者が当該言語を母国語としない場合は、当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることが望ましい。著者は査読者より指摘があれば、そのことを文書として提出し、査読者は、その校閲の状況も判定要素とする。

第7条 査読結果の報告は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 査読者は、紀要委員長に文書をもって査読結果を報告する。
- (2) BもしくはCと判定する場合においては、紀要委員長にその理由を付して報告しなければならない。
- (3) 編集委員は、査読者が提出した査読結果を元に査読者が行なった査読が適正に行なわれたか判断し、紀要委員長に対して文書をもって報告しなければならない。

第 8 条 B 判定の通知を受けた著者は、紀要委員会が定める期間内に投稿原稿の修正を行い、修正原稿を提出するものとする。査読者および紀要委員会の指摘に対して書面にて修正の可否および結果を委員会および査読者に報告し、必要であれば修正すること。書面以外の申立については、委員会は受け付けない。

なお、投稿原稿の修正が期間内に行なわれない場合は、不受理として当該号への掲載を見送る。

第 9 条 採否の決定等は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 紀要委員会は、査読者の報告を受けて協議を行い、当該投稿原稿の採否を決定する。
- (2) B 判定を受けた執筆者が修正原稿を提出した場合、紀要委員会は修正内容を確認したのち再度判定を行う。
- (3) 査読者の評価において、C 判定を受けた投稿原稿は不採用とする。
- (4) 紀要委員長は、紀要委員会の協議結果を速やかに著者に通知する。

第 10 条 異議申し立ておよび再査読の手順は、以下のとおりとする。

- (1) 論文等が不採用とされた著者は、査読結果に不服がある場合、紀要委員長に理由書を付して再査読を要求することができる。
- (2) 前項の不服申し立てがあった場合は、紀要委員会にて協議する。

第 11 条 この要領に定めのない事項に関しては、紀要委員会の議を経て定める。

第 12 条 この要領の改廃は、紀要委員会の議を経て行うものとする。

附 則

本要領は、平成 26 年 10 月 14 日より施行する。

附 則 （令和 8 年 6 月 10 日 第 1 回紀要委員会）

本改正要領は、令和 8 年 6 月 10 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。